

毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準—その1（固体以外のものを貯蔵する屋外タンク貯蔵所の基準）、その2（固体以外のものを貯蔵する屋内タンク貯蔵所の基準）、その3（固体以外のものを貯蔵する地下タンク貯蔵所の基準）の運用等について

（昭和60年4月5日）

（薬安第73号）

（各都道府県衛生主管部（局）長あて厚生省薬務局安全課長通知）

標記基準の一部改正については、昭和60年4月5日薬発第377号をもって通知したところであるが、同通知の施行に伴い昭和52年10月20日薬安第66号通知の「第6 検査等について」の1、2及び3を削除し、4を1、5を2とするものとする。

なお、本基準については、施行以来、中央薬事審議会の運搬貯蔵等基準調査会において基準の運用、解釈等につき検討を行ってきたが、今般別添のとおりとりまとめたので、関係業者に対する監視指導の参考に資されたい。